

事業活動における環境保全の取り組み

化学物質管理

化学物質審査登録制度を導入

ムラタでは1998年から、「化学物質審査登録制度」を構築し、2000年から国内グループ全体でこれに基づいた化学物質の自主管理を実施しています。

この制度の特徴は、製品の量産に際して使用する化学物質についてはMSDS^{*1}(Material Safety Data Sheet)を入手し、使用する前に必ず村田製作所人事・環境スタッフ部門などによるスタッフ審査と事業所審査を受審させます。これにより、国内外の化学品法、環境各法や労働安全衛生法及びムラタの自主規制への適合性を確認するとともに、地方条例への適合性も確認しています。

審査を通過した化学物質のみに独自の番号が付与され、ムラタのデータベースに登録されたうえで取り扱い(購入、使用、製造、保管、販売)可能となります。このように化学物質の適正な使用を確実にするとともに、環境負荷の少ない製品の商品化に努めています。

*1 MSDS

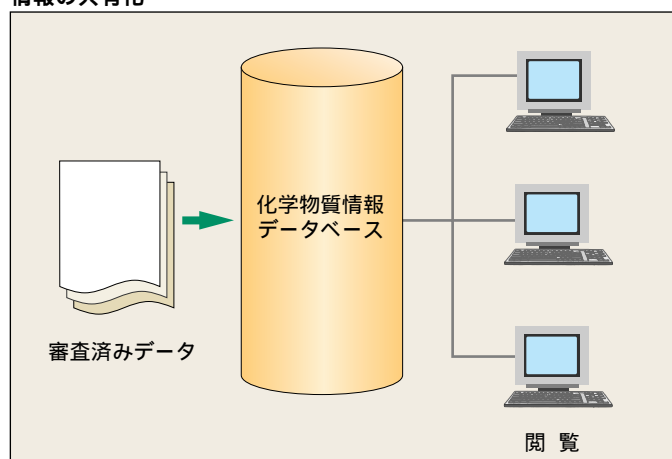
Material Safety Data Sheet(化学物質安全性データシート)の略。

化学物質の危険有害性について安全な取り扱いを行うために、その物質名・供給者名・危険有害性・安全対策・緊急時の対応などに関する不可欠な情報を記載した資料。

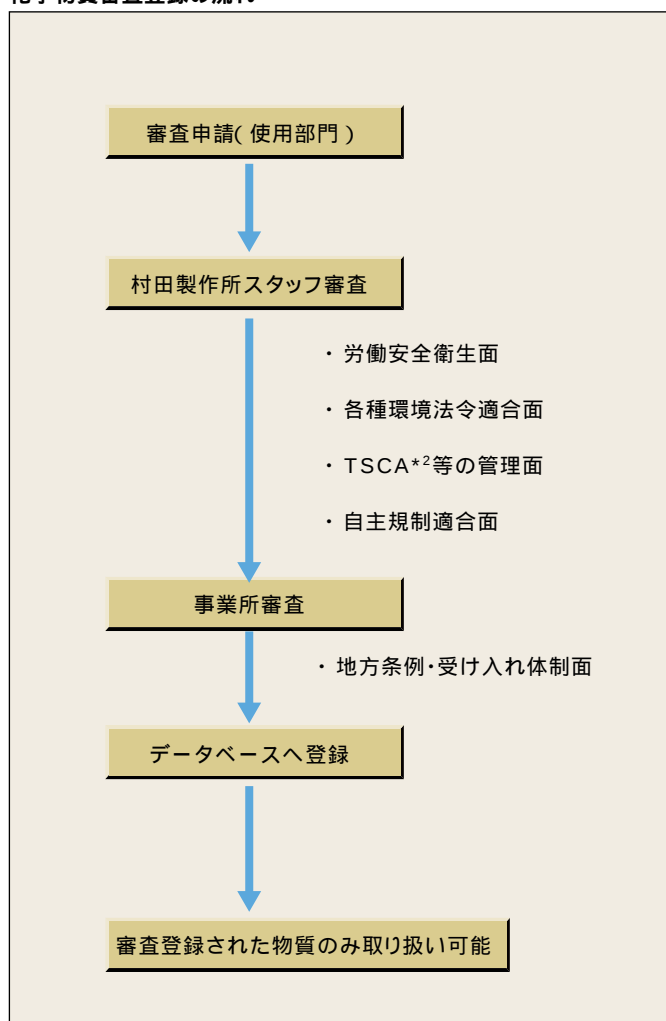
ムラタ化学物質審査登録制度の特徴

- ・法令や規制の遵守 → 取り扱い前の審査
- ・有害物質の使用回避 → 登録物質のみ取り扱い
- ・情報の共有化 → データベースへの登録

情報の共有化



化学物質審査登録の流れ



*2 TSCA

Toxic Substances Control Act(有害化学物質規制法)の略。

有害化学物質から人の健康と環境を守るため、化学物質の製造・取り扱い・使用を規制する米国の法律。新規化学物質の製造、輸入、米国への輸出に当たっては、事前に安全性データ、その他必要情報のEPA(米国環境保護庁)への届け出、審査などが必要。

ムラタでは、輸出可能と判断された化学物質以外は米国へ出荷できないシステムを構築し、2003年より運用しています。